

令和 7 年度 大分市糖尿病等重症化予防事業

(糖尿病等に係る未治療者・治療中断者勧奨事業)

業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和 7 年度 大分市糖尿病等重症化予防事業 (糖尿病等に係る未治療者・治療中断者勧奨事業)

2. 概要

糖尿病をはじめとする生活習慣病重症化ハイリスク者に対して受診勧奨等の介入を行うことで重症化予防を図り、医療機関と保険者の連携による個別支援の強化につなげ、健康寿命延伸及び医療費適正化に資することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

4. 業務委託内容

(1) 委託業務の流れ

大分市 (以下「発注者」という。) は、受託者 (以下、「受注者」という。) に対して、以下の業務を委託する。

- ① 発注者から提供されたデータから勧奨対象者を抽出する。
- ② 対象者の特性に応じた通知物・意向調査の制作および郵送 (第 1 期勧奨)
- ③ 意向調査結果のデータ化・集計作業
- ④ 受注者は第 2 期勧奨対象候補者を抽出し、発注者と協議のうえ第 2 期勧奨対象者を決定する
- ⑤ 専門職による対象者の特性に応じた個別具体的な電話受診勧奨を行う (第 2 期勧奨)
- ⑥ 受診勧奨結果 (電話結果・レセプト分析結果) のデータ化・集計作業、効果評価
- ⑦ 事業報告

(2) 勧奨対象者

① 対象者抽出の条件

【A. 糖尿病未治療者】

令和 6 年度特定健診受診者で下記の糖尿病条件に該当し、レセプトデータ等から健診受診以降、糖尿病 (疑い含む) での受診歴 (※) が確認できない者

・糖尿病条件 : HbA1b 6.5%以上 または、空腹時 (随時) 血糖値 126 mg/dℓ以上

【B. 糖尿病治療中断者】

令和 6 年度特定健診未受診者で次の (ア) ～ (ウ) の全てに該当する者

(ア) 令和 5 年度～令和 7 年度のレセプト等データから糖尿病の診断名があり、糖尿病に係

る投薬を受けていた者

(イ) 直近6か月間のレセプトデータ等から糖尿病の受診歴(※1)が確認できない者

(ウ) 令和5年度以降の特定健診データと照合し、中断日以降に特定健診の受診が無い者。

もしくは、中断日以降に特定健診受診歴がある場合は、Aに定める糖尿病条件に該当していること

【C. 糖尿病以外の生活習慣病未治療者】

令和6年度特定健診受診者のうち以下の条件に該当し、レセプトデータ等から健診受診以降に当該疾患(高血圧症または脂質異常症)に係る受診歴(※1)が認められない者。

【該当条件】

・「標準的な健診・保健指導プログラム」で定められた受診勧奨値を超えた者(※2)

※1 受診歴は、診断名のみでなく、当該疾患に係る投薬、定期的な検査より判断すること

※2 「①糖尿病未治療者」の該当者は除く

② 除外対象者の条件

以下の者については、本事業の対象外とする

- ・ 令和6～7年度においてI型糖尿病の治療歴が認められる者
- ・ 令和6～7年度において人工透析の治療歴が認められる者
- ・ 令和6～7年度において6ヶ月以上の長期入院が認められる者
- ・ 令和6～7年度においてがんの治療歴が認められる者
- ・ 令和7年度中に75歳に到達する者
- ・ その他、発注者が提供する除外対象者リスト登載者

③ 勧奨対象者決定

受注者は、①②において抽出された者より第1期勧奨の送付総数下限を1000件とした上で、発送対象者名簿を作成する。A、Bについては全員を登載し、Cからは登載数を発送下限に達するよう調整した対象者名簿を作成し、受注者の合意をもって勧奨対象者を決定する。

(3) 文書通知による受診勧奨および意向調査(第1期勧奨)

- ① 受注者は、封書もしくは、往復はがきによる通知物(資材)を作成すること。いずれの場合も、封入もしくは圧着により内容が他者へ判らないようにし、内容は発注者受注者協議の上適宜調整すること。
- ② 訴求効果をより高いものとするため、勧奨対象者の特性に応じた内容の資材を4通り程度制作し、中断者には最終診療日、未治療者には健診時の数値等の個別性のある情報を記載すること。(第1期勧奨)
- ③ 意向調査には、疾病に関する認識・治療意向に関する調査を含み対象者からの返信が可能な形式とし、回答時に連絡先等の個人情報保護できる仕様にすること。返信文書の意向回答記入面に、個人の特定が可能な管理番号を印字すること。

- ④ 受注者は、発注者と原案打合せ後に初稿を提出し校正の確認を行う。修正回数は3回程度とする。
- ⑤ 宛先として、勸奨対象者の郵便番号、住所、氏名、カスタマバーコードを印字すること。
- ⑥ 受注者は発注者へ確認のうえ、作成した通知物を9月末までに対象者宛てに発送する。
- ⑦ 意向調査（返信文書）の受取（回収）は発注者が行う。なお、意向調査結果の運送費用は受注者負担とする。
- ⑧ 意向調査の回収後、受注者は速やかに結果のデータ化・集計作業を行う。意向調査結果のデータ化・集計作業は、Microsoft Word または Microsoft Excel で行い、データで提出すること。
- ⑨ 第1期勸奨送付及び意向調査に関する郵送費用については、受注者が負担する。

（4）電話受診勸奨（第2期勸奨）

- ① 受注者は、（3）の結果及び発注者の提供するデータ等をもとに、150件を下限とし、第2期勸奨候補者を抽出し、発注者受注者間で協議した上で対象者を決定する。
- ② 電話勸奨は1月上旬までに専門職が行い下記の内容とすること。
 - ・本事業の目的、意義を説明すること。
 - ・現状の生活習慣の把握及び、必要時保健指導を行うこと。
 - ・糖尿病や特定健診等に関する質疑や健康相談等にも併せて応じ、個別具体的な受診勸奨を行うこと。
 - ・受診の意向及び未受診の理由、治療中断の理由を聴取すること。
 - ・当該年度の特定健診の受診状況を確認し、未受診の場合は受診勸奨を行うこと。
 - ・架電に使用する電話番号は、フリーダイヤルや発信専用の番号を使用しないこと。
- ③ 聴取内容・結果は勸奨後速やかに Microsoft Word または Microsoft Excel のデータで提出すること。

【電話受診勸奨時における留意事項】

- ① 午前9時から午後8時までの間に架電すること。
- ② 不在または話し中の場合、勸奨対象者1人に対し曜日および時間帯を変えて少なくとも3回は架電することとし、3回架電するも不在の場合は、その対象者1人に架電したものと見なす。留守番電話アナウンスが流れた場合は不在とみなし、メッセージは残さないこと。
- ③ 不通または番号違い等の場合は、都度発注者へ報告し、発注者は連絡先の確認を行い、再架電等の指示を行う。
- ④ 勸奨対象者とトラブル等が発生した場合、直ちに発注者へ報告すること。ただし、トラブル発生が午後6時以降の場合、翌開庁以降に速やかに報告すること。
- ⑤ その他、必要に応じて速やかに発注者へ報告すること。
- ⑥ 不慮のトラブルに対応できるよう個別対応記録を整備すること。

（5）電話受診勸奨結果のデータ化・集計作業、効果評価

- ① 電話勧奨結果のまとめを行いデータ化を行う。
 - ② 介入以降のレセプト等データより介入効果を評価する。
- ※効果評価については、事業終了後も発注者による評価が随時可能な手法を用いて行うこと。

(6) 成果物の提出

下記①～③を成果物とする。②に記載する内容は受注者と発注者で協議のうえ決定し、成果物の提出をもって業務完了とする。

なお、本事業成果物（本事業で作成をした統計データ含む）については発注者に著作権があるものとし、発注者の許諾なく本業務の目的以外で使用できない。

- ① 糖尿病等重症化予防（未治療者・治療中断者勧奨）事業に係る資材一式
- ② 糖尿病等重症化予防（未治療者・治療中断者勧奨）事業に係る分析結果、受診勧奨等に係る最終報告書
- ③ 最終報告後に発注者による同等の効果評価を可能にするための手順書（事業終了時期以降に効果検証が必要であるため）

5. 業務遂行のためのデータ

(1) 業務遂行のため発注者が提供可能なデータは以下の①～⑧とする。

- ① 令和2年度～令和7年度の特定健康診査に関するデータ（FKAC131, FKAC163, FKAC164 または FKAC171）本事業開始時点の被保険者管理台帳（KDB）
- ② 本事業開始時点の令和2年度から令和7年度の疾病管理一覧（KDB）
- ③ 介入効果評価時に必要な疾病管理一覧（KDB）
- ④ 保険者データヘルスシステム（大分県国保連提供システム）より出力可能なデータ
- ⑤ 医科及び、調剤のレセ電コードファイル（CSV データ）
 - ・医科 (21_RECODEINFO_MED. CSV)
 - ・DPC (22_RECODEINFO_DPC. CSV)
 - ・調剤 (24_RECODEINFO_PHA. CSV)
- ⑥ 外字ファイル（EUDC. EUF 及び EUDC. TTE、外字名簿データ）
- ⑦ 宛名情報 UTF-8 形式（郵便番号、住所、氏名、年齢、被保険者証等記号及び番号、KDB と突合可能な個人識別番号）
- ⑧ 除外者識別用個人番号

※上記の他、必要なデータについては、別途発注者受注者協議の上、提供する。また、発注者の提供する KDB データについては、データ上に同一人物が複数存在する場合があるため、その場合は発注者へ確認のうえデータ提供後受注者において統合作業を行うこと。

(2) データ提供の時期・更新

発注者はデータ分析作業を実施する前に、業務遂行のために必要なデータを受注者へ提供する。第1期勧奨・第2期勧奨・事業評価実施の前に受注者は発注者に対し、使用データの更新の有無を確認し、データ更新がある場合は必ずデータ更新を行った上で第1期勧奨・第2期勧奨・事業

評価を実施することとする。

(3) データ管理

- ① 発注者、受注者間におけるデータの引き渡しについては、発注者にて暗号化処理を行い、行政総合ネットワーク（LGWAN）を用いた電送方式または電磁記録媒体を用いること。
- ② 施錠可能なケースを用いる運搬、セキュリティ体制の整った配送の利用など機密事項の安全対策を講じること。運搬に係る費用については、受注者が負担する。
- ③ データを取り扱う情報処理機器については、不正プログラム対策等のセキュリティ対策を適切に講じ、インターネット等の外部ネットワーク環境から隔絶すること。
- ④ 発注者の提供したデータについては、本業務終了後直ちに返却し、処理過程で情報処理機器に複写したものについては、復元不可能な削除処理を行うこと。

6. 各種要件

(1) 受注者

- ① 個人情報に関する安全管理体制が明確になっており、「プライバシーマーク」又は「ISMS認証」を取得している事業者であること。
- ② 社会保険診療報酬支払基金にて特定保健指導機関番号を取得し、特定保健指導の外部委託基準を満たしていることが望ましい。

(2) 電話受診勧奨を行う専門職

- ① 勧奨を行う専門職は、特定健診等に精通した者であって、専門的な資格（保健師、看護師または管理栄養士のいずれかの資格）を有していること。
- ② 勧奨対象者の特定健診受診歴や健診データ、応答内容等により個々の特性を読み解く知識および経験を有していること。
- ③ 発注者についての基本的な知識（人口・地理等）をはじめ、実施する保健事業等についての知識を習得していること。

7. 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8. 協議等

- (1) 打合わせは原則として、対面によって実施すること。
- (2) 委託業務全般に関する本仕様書に記載のない事項については十分に発注者受注者で協議すること。

以 上